

訪問看護医療料金表（令和8年6月改定版）

令和8年6月1日

1.健康保険法、国民健康法、後期高齢者医療に基づき所定額（1割から3割）を徴収させていただきます。各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額又は免除されます。

2.«負担額計算方法» ①基本療養費（精神医療又は医療）+ ②訪問看護管理療養費+ ③加算（該当項目のみ）

① 基本療養費：＜精神医療＞

基本療養費 項目		利用料金	利用者負担額				
			1割	2割	3割		
精神科訪問看護基本療養費 Ⅰ (1日につき)	看護師・作業療法士 週3日目まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665	
		30分未満	4,250	425	850	1,275	
	看護師・作業療法士 週4日目以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965	
		30分未満	5,100	510	1,020	1,530	
	准看護師 週3日目まで	30分以上	5,050	505	1,010	1,515	
		30分未満	3,870	387	774	1,161	
	准看護師 週4日目以降	30分以上	6,050	605	1,210	1,815	
		30分未満	4,720	472	944	1,416	
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ (1日につき) ※同一建物居住者	看護師・作業療法士 同一日2人	週3日目まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
			30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日目以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
			30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	看護師・作業療法士 同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分以上	2,780	278	556	834
			30分未満	2,130	213	426	639
		週4日目以降	30分以上	3,280	328	656	984
			30分未満	2,550	255	510	765
	看護師・作業療法士 同一日10人以上19人以下	週3日目まで	30分以上	2,760	276	552	828
			30分未満	2,110	211	422	633
		週4日目以降	30分以上	2,660	266	532	798
			30分未満	2,010	201	402	603
	看護師・作業療法士 同一日20人以上49人以下	週3日目まで	30分以上	2,710	271	542	813
			30分未満	2,070	207	414	621
		週4日目以降	30分以上	2,610	261	522	783
			30分未満	1,970	197	394	591
	看護師・作業療法士 同一日50人以上	週3日目まで	30分以上	2,610	261	522	783
			30分未満	1,990	199	398	597
		週4日目以降	30分以上	2,510	251	502	753
			30分未満	1,890	189	378	567
	准看護師 同一日2人	週3日目まで	30分以上	5,050	505	1,010	1,515
			30分未満	3,870	387	774	1,161
		週4日目以降	30分以上	6,050	605	1,210	1,815
			30分未満	4,720	472	944	1,416
准看護師 同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分以上	2,530	253	506	759	
		30分未満	1,940	194	388	582	
	週4日目以降	30分以上	3,030	303	606	909	
		30分未満	2,360	236	472	708	

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物居住者	准看護師 同一日10人以上19人 以下	週3日目まで	30分以上	2,520	252	504	756
			30分未満	1,930	193	386	579
		週4日目以降	30分以上	2,420	242	484	726
			30分未満	1,830	183	366	549
	准看護師 同一日20人以上49人 以下	週3日目まで	30分以上	2,470	247	494	741
			30分未満	1,890	189	378	567
		週4日目以降	30分以上	2,370	237	474	711
			30分未満	1,790	179	358	537
	准看護師 同一日50人以上	週3日目まで	30分以上	2,370	237	474	711
			30分未満	1,810	181	362	543
		週4日目以降	30分以上	2,270	227	454	681
			30分未満	1,710	171	342	513
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (Ⅳ) ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働省が定める疾患等は入院中2回			8,500	850	1,700	2,550

① 基本療養費：＜医療＞

基本療養費 項目	利用料金	利用者負担額					
		1割	2割	3割			
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	5,550	555	1,110	1,665		
	看護師 週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965		
	准看護師 週3日まで	5,050	505	1,010	1,515		
	准看護師 週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815		
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物居住者	看護師 同一日2人	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
	看護師 同一日3人以上9人以下	週3日目まで	2,780	278	556	834	
		週4日目以降	3,280	328	656	984	
	看護師 同一日10人以上19人 以下	月20日目まで	2,760	276	552	828	
		月21日目以降	2,660	266	532	798	
	看護師 同一日20人以上49人 以下	月20日目まで	2,710	271	542	813	
		月21日目以降	2,610	261	522	783	
	看護師・作業療法士 同一 日50人以上	月20日目まで	2,610	261	522	783	
		月21日目以降	2,510	251	502	753	
	准看護師 同一日2人	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515	
		週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815	
	准看護師 同一日3人以上9人以下	週3日目まで	2,530	253	506	759	
		週4日目以降	3,030	303	606	909	
	准看護師 同一日10人以上19人 以下	月20日目まで	2,520	252	504	756	
		月21日目以降	2,420	242	484	726	
	准看護師 同一日20人以上49人 以下	月20日目まで	2,470	247	494	741	
		月21日目以降	2,370	237	474	711	
准看護師 同一日50人以上	月20日目まで	2,370	237	474	711		
	月21日目以降	2,270	227	454	681		
訪問看護基本療養費Ⅲ (Ⅲ) ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働省が定める疾患等は入院中2回			8,500	850	1,700	2,550

② 訪問看護管理療養費：＜精神医療・医療＞

管理療養費 項目		利用料金	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)	イからニ以外の場合	7,710	771	1,542	2,313	
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	単一建物居住利用者が20人未満	3,010	301	602	903	
	単一建物居住利用者が20人以上 50人未満	月15日目まで	2,510	251	502	753
		月16日目以降24日目まで	2,310	231	462	693
		月25日目以降	2,210	221	442	663
	単一建物居住利用者が50人以上	月15日目まで	2,410	241	482	723
		月16日目以降24日目まで	2,210	221	442	663
月25日目以降		2,010	201	402	603	

③ 加算：＜精神医療・医療共通＞

加算 項目		利用料金	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
24時間対応体制加算	月1回（イ以外の場合）	6,520	652	1,304	1,956	
特別管理加算	月1回限り	2,500	250	500	750	
	月1回限り（重症度が高い利用者）	5,000	500	1,000	1,500	
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	8,000	800	1,600	2,400	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	6,000	600	1,200	1,800	
	長時間（90分以上）の場合	8,400	840	1,680	2,520	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回あたり（月2回まで）	2,000	200	400	600	
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15	
訪問看護情報提供療養費1・2・3	月1回	1,500	150	300	450	
訪問看護ベースアップ評価料I	月1回	1,830	183	366	549	
訪問看護物価対応料	1日につき（月の初日の訪問の場合）	60	6	12	18	
	1日につき（月の2日目以降の訪問の場合）	20	2	4	6	
夜間・早朝訪問看護加算 夜18時～22時まで 早朝6時～8時まで	同一建物内1人又は2人	2,100	210	420	630	
	同一建物内3人以上9人以下	1日につき（月15日目まで）	2,100	210	420	630
		1日につき（月16日目以降）	1,900	190	380	570
	同一建物内10人以上19人以下	1日につき（月15日目まで）	1,800	180	360	540
		1日につき（月16日目以降）	1,300	130	260	390
	同一建物内20人以上49人以下	1日につき（月15日目まで）	1,200	120	240	360
		1日につき（月16日目以降）	950	95	190	285
	同一建物内50人以上	1日につき（月15日目まで）	1,000	100	200	300
1日につき（月16日目以降）		800	80	160	240	
深夜訪問看護加算 22時～6時まで	同一建物内1人又は2人	4,200	420	840	1,260	
	同一建物内3人以上9人以下	1日につき（月15日目まで）	4,200	420	840	1,260
		1日につき（月16日目以降）	4,000	400	800	1,200
	同一建物内10人以上19人以下	1日につき（月15日目まで）	3,900	390	780	1,170
		1日につき（月16日目以降）	2,300	230	460	690
	同一建物内20人以上49人以下	1日につき（月15日目まで）	2,100	210	420	630
		1日につき（月16日目以降）	1,500	150	300	450
	同一建物内50人以上	1日につき（月15日目まで）	1,800	180	360	540
1日につき（月16日目以降）		1,300	130	260	390	

③ 加算：＜精神医療＞

加算 項目		利用料金	利用者負担額				
			1割	2割	3割		
精神科緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）		2,650	265	530	795	
	1日につき（月15日目以降）		2,000	200	400	600	
長時間精神科訪問看護加算	1日/週（別に厚生労働大臣が定める場合3日/週）		5,200	520	1,040	1,560	
複数名訪問看護加算	看護師が他の看護師又は作業療法士と同時	1日に1回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
			同一建物内3人以上9人以下	4,000	400	800	1,200
			同一建物内10人以上19人以下	3,400	340	680	1,020
			同一建物内20人以上49人以下	3,000	300	600	900
			同一建物内50人以上	2,700	270	540	810
		1日に2回	同一建物内1人又は2人	9,000	900	1,800	2,700
			同一建物内3人以上9人以下	8,100	810	1,620	2,430
			同一建物内10人以上19人以下	6,880	688	1,376	2,064
			同一建物内20人以上49人以下	6,070	607	1,214	1,821
			同一建物内50人以上	5,460	546	1,092	1,638
		1日に3回	同一建物内1人又は2人	14,500	1,450	2,900	4,350
			同一建物内3人以上9人以下	13,000	1,300	2,600	3,900
			同一建物内10人以上19人以下	11,050	1,105	2,210	3,315
			同一建物内20人以上49人以下	9,750	975	1,950	2,925
			同一建物内50人以上	8,770	877	1,754	2,631
	看護師が准看護師と同時	1日に1回	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
			同一建物内3人以上9人以下	3,400	340	680	1,020
			同一建物内10人以上19人以下	2,800	280	560	840
			同一建物内20人以上49人以下	2,500	250	500	750
			同一建物内50人以上	2,200	220	440	660
		1日に2回	同一建物内1人又は2人	7,600	760	1,520	2,280
			同一建物内3人以上9人以下	6,800	680	1,360	2,040
			同一建物内10人以上19人以下	5,600	560	1,120	1,680
			同一建物内20人以上49人以下	5,000	500	1,000	1,500
			同一建物内50人以上	4,400	440	880	1,320
1日に3回		同一建物内1人又は2人	12,400	1,240	2,480	3,720	
		同一建物内3人以上9人以下	11,200	1,120	2,240	3,360	
		同一建物内10人以上19人以下	9,220	922	1,844	2,766	
		同一建物内20人以上49人以下	8,230	823	1,646	2,469	
		同一建物内50人以上	7,240	724	1,448	2,172	

③ 加算：＜医療＞

加算 項目			利用料金	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）		2,650	265	530	795	
	1日につき（月15日以降）		2,000	200	400	600	
長時間訪問看護加算	1日/週（別に厚生労働大臣が定める場合3日/週）		5,200	520	1,040	1,560	
複数名訪問看護加算	看護職員が他の看護師等（准看護師を除く）と同時	週1日を限度	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
			同一建物内3人以上9人以下	4,000	400	800	1,200
			同一建物内10人以上19人以下	3,400	340	680	1,020
			同一建物内20人以上49人以下	3,000	300	600	900
			同一建物内50人以上	2,700	270	540	810
	看護職員が他の准看護師と同時	週1日を限度	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
			同一建物内3人以上9人以下	3,400	340	680	1,020
			同一建物内10人以上19人以下	2,800	280	560	840
			同一建物内20人以上49人以下	2,500	250	500	750
			同一建物内50人以上	2,200	220	440	660
	看護職員がその他職員と同時（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）	週3日を限度	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
			同一建物内3人以上9人以下	2,700	270	540	810
			同一建物内10人以上19人以下	2,100	210	420	630
			同一建物内20人以上49人以下	1,900	190	380	570
			同一建物内50人以上	1,600	160	320	480
	看護職員がその他職員と同時（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	1日に1回	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
			同一建物内3人以上9人以下	2,700	270	540	810
			同一建物内10人以上19人以下	2,100	210	420	630
			同一建物内20人以上49人以下	1,900	190	380	570
			同一建物内50人以上	1,600	160	320	480
		1日に2回	同一建物内1人又は2人	6,000	600	1,200	1,800
			同一建物内3人以上9人以下	5,400	540	1,080	1,620
			同一建物内10人以上19人以下	3,800	380	760	1,140
			同一建物内20人以上49人以下	3,450	345	690	1,035
同一建物内50人以上			3,300	330	660	990	
1日に3回		同一建物内1人又は2人	10,000	1,000	2,000	3,000	
		同一建物内3人以上9人以下	9,000	900	1,800	2,700	
		同一建物内10人以上19人以下	5,500	550	1,100	1,650	
		同一建物内20人以上49人以下	4,800	480	960	1,440	
		同一建物内50人以上	4,500	450	900	1,350	

＜医療保険外＞

項 目	要件及び金額
時間外の訪問看護	5000円
おむつ代等・消耗材料費	おむつ等日常生活上必要な物品は実費を請求します。

＜事前に訪問看護のキャンセルの連絡がない場合＞

交通費	片道10kmまでは150円、5km増すごとに100円を加算。
-----	--------------------------------